

令和5年度 一般会計 歳出 12款 1項 4目 12節 委託料

受付番号

種目番号

連絡先

委託担当

道路局交通安全・自転車政策課

担当 藤波 怜

電話 045-671-2323

設 計 書

1 委 託 名 令和5年度中学生・高校生向け自転車交通安全教室実施委託

2 履 行 場 所 市内全域

3 履 行 期 間 契約締結した日 から 令和6年2月29日 まで

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要

要(月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要 本委託は、市内中学校、義務教育学校、高等学校及び
特別支援学校の生徒による自転車交通事故を防止するため、
講義形式による自転車交通安全教室の実施を通じて、
自転車等の交通ルール・マナーの啓発を行うものである。

8 部 分 払 い

する (回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託代金額

¥ ()

内訳業務単価

¥ ()

消費税及び地方消費税相当額

¥ ()

横浜市道路局

内 訳 書

名 称	形状・寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1 事前打合せ						
運営主任		(20)	人日			
運営員		(20)	人日			
2 教室運営						
運営主任		(20)	人日			
運営員		(20)	人日			
3 資料作成						
共通教材作成費		1	式			
実施校別教材作成費		(20)	式			
小 計						
一般管理費		1	式			
小 計						
消費税相当額	10%					
合 計						

横浜市道路局

令和5年度中学生・高校生向け自転車交通安全教室実施委託 仕様書

1 件名

令和5年度中学生・高校生向け自転車交通安全教室実施委託

2 趣旨

本委託は、市内中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の生徒による自転車交通事故を防止するため、講義形式による自転車交通安全教室の実施を通じて、自転車等の交通ルール・マナーの啓発を行うものである。

3 履行場所

市内中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校のうち委託者が指定する20校
※実施校情報は、契約締結後、委託者から提示する。なお、実施校に変更があった場合は、すみやかに委託者から通知をする。

4 履行期間

契約締結した日から令和6年2月29日（木）まで

5 指導実施者

指導を行う者は、本委託契約に係る入札参加意向申出書を提出する時点までに、次のいずれかの条件を満たすこと。

- (1) 内閣府の主催する「交通安全指導者養成講座」を修了した者
- (2) (一財)日本交通安全教育普及協会の主催する「交通安全教育指導者研修会」を修了した者
- (3) (一財)全日本交通安全協会が認める「自転車安全教育特別指導員」
- (4) 各都道府県交通安全協会が認める「自転車安全教育指導員」
- (5) 次のいずれかの指導実績が3年以内に5回以上ある者
 - ア 中学生または高校生を対象とした交通安全に関する教室、講座又は講習会等の実施（1回あたり1時間以上）
 - イ 市民を対象とした交通安全に関する教室、講座又は講習会等の実施（1回あたり1時間以上）
 - ウ 民間事業者または自治体職員を対象とした交通安全に関する教室、講座又は講習会等の実施（1回あたり1時間以上）

6 委託業務内容

(1) 事前打合せ

指導実施日前までに、実施校と1時間程度の打合せを行い、教室実施にあたり滞りなく準備できるよう、以下の内容について確認すること。

- ア 当日のスケジュール及び指導内容
- イ 使用する講義用資料及び交通安全教育用DVD内容
- ウ 実施校周辺地域の交通事情等の特徴の聞き取り
- エ 教材必要部数の最終確認
- オ パワーポイント等投影設備の確認

(2) 講義用資料作成

講師による講義を15分程度で説明できるよう、以下のとおり、パワーポイント等で講義用資料を作成すること。なお、当日使用する交通安全教育用DVD（市販物）は、委託者より貸し出すことも可とする。

ア 横浜市道路局が発行している「みんなのサイクルルールブックよこはま」及び「自転車交通安全啓発チラシ」等の内容に基づき、生徒へ自転車等の交通ルール・マナーを説明するためのパワーポイント資料を、スライド15枚程度にまとめて作成すること。また、講義用資料の内容は、以下に定める指導事項を必ず含めて作成すること。

（指導事項）

- ・自転車が車両の仲間であること
- ・自転車の通行場所
- ・自転車運転者講習制度
- ・自転車で交通事故を起こした場合の刑事・民事等の責任
- ・年齢によって適用される自転車ルール
- ・自転車損害賠償保険等の加入義務と加入の必要性
- ・令和5年4月1日からのヘルメット着用努力義務化
- ・電動キックボードの安全利用について
- ・その他委託者が定める指導事項

イ 実施校周辺地域の交通事情等の特徴を踏まえた交通安全指導ができるよう、実施校に聞き取りのもと、パワーポイント資料をスライド2～3枚程度にまとめて作成すること。

ウ 原則、指導実施日1週間前までに委託者へ指導実施日に使用する教材を提出し、教材の内容確認を行うこと。

(3) 教室運営

ア 実施場所

実施校の体育館または校内放送により実施（実施校と調整のうえ決定）

イ 当日のスケジュール

内容（所要時間）	
当日打合せ、教室準備（60分）	
自転車交通安全教室実施（60分）	
1	挨拶
2	講師による講義（15分）
3	交通安全教育用DVDの放映（20分）
4	テスト解説及び質疑応答（15分）
5	挨拶、その他連絡事項
片付け、撤収作業（60分）	

※ 教室実施時間は、各実施校の授業時間（60分程度）により異なります。

※ 当日のスケジュールは、委託者や実施校との事前打合せ等により変更になる場合があります。

ウ 実施人数

受託者は、2人以上で教室を実施すること。

エ 実施内容

受託者は、6(2)で作成した講義用資料及び交通安全教育用DVDの内容に沿って講義を行うこと。また、学校側が生徒に対し教室実施前に行った自転車交通ルールテストの解説を行うこと。

オ 当日使用する教材

教材は、指導実施日までに、以下の教材を委託者から学校へ配送を行う。

- ・みんなのサイクルルールブックよこはま（コンパクト版）
- ・中学生、高校生、特別支援学校生向け自転車交通安全啓発チラシ
- ・自転車交通ルールテスト
- ・自転車交通ルールテスト解説
- ・その他委託者が教室内で配布が必要であると認めた資料、物品等

カ 質問事項への対応

生徒及び学校関係者等から質問があった場合は、道路交通法及び「みんなのサイクルルールブックよこはま」、「自転車交通安全啓発チラシ」等の内容に基づき、回答すること。また、必要に応じて委託者と相談のうえ、回答することも可能とする。

7 実施報告

受託者は、各校の自転車交通安全教室終了後、すみやかに委託者が指定する様式で報告書を提出するとともに、すべての教室が終了後、10日以内に完了届を委託者に提出すること。

8 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 受託者は、事前打合せ及び指導実施日に、体温チェックやマスク着用、こまめな手洗い、手指消毒を徹底すること。
- (2) 3密の回避に対応した教室実施を行うこと。
- (3) その他対策については、実施校の指示に従うこと。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及びこの委託に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議して決定する。